

諏訪広域連合

介護老人福祉施設の選定に係る公募要項

令和2年1月

諏訪広域連合介護保険課

1 公募の趣旨

本公募は、介護老人福祉施設へ入所の必要性が高い入所希望者の解消を図るため、次期事業計画初年度（令和3年度）の開設を目指し、整備を行う事業者を選定するため公募を行うものです。

2 整備対象年度 令和3年度（第8期介護保険事業計画初年度）

3 公募の内容

サービス : 介護老人福祉施設 1か所
(広域型、地域密着型の形態は問わない)

定員 : 応募者の任意の定員数とする。

形態 : 個室ユニット型、多床室型は問わない。

※整備地区につきましては、岡谷市への整備を基本としますが、応募がない場合は整備地区を段階的に拡大し、湖周（岡谷市、諏訪市、下諏訪町）、広域全域の順に公募します。

4 応募資格

- (1) 社会福祉法人・厚生連であること。
- (2) 応募事業者（運営法人）自らが開設し指定を受けるものであること。
- (3) 介護保険法第86条第2項各号および第78条の2第4項各号に該当しない者であること。
- (4) 社会福祉事業に理解や認識を有し、運営するために必要な経営基盤と社会的信用を有していること。
- (5) 法人の代表者若しくは役員等が、諏訪広域連合暴力団排除条例（平成25年諏訪広域連合条例第1号）第2条第1号及び第2号に該当しないこと。
- (6) 諏訪広域連合または市町村の公募において選定された事業所について、正当な理由なく事業計画の不履行が認められる場合、以下の期間は応募できない。
 - ア 選定を辞退した場合。辞退した日から3年
 - イ 公募の事業所を廃止した場合、廃止した日から3年
 - ウ 公募の事業所を休止した場合、再開するまで
 - エ その他、公募で事業計画が履行されていない場合、履行されるまで

5 申請の受付期間

	整備地区	申請受付期間	応募がない場合
①	岡谷市	R2.1.6 から R2.2.29	②で再公募
②	湖周（岡谷市、諏訪市、下諏訪町）	R2.3.1 から R2.4.30	③で再公募
③	広域全域	R2.5.1 から R2.6.30	一定期間をにおいて再公募

※ ②の公募において岡谷市への整備の応募があった場合は、その応募を優先し、③の公募において岡谷市または湖周への整備の応募があった場合は、その応募を優先する。

※ 受付締切は、いずれも最終日の午後5時まで

※ 土日祝日を除く。

※ 郵送での申請書等の受付はいたしません。お手数ですが諏訪広域連合介護保険課の窓口までご持参ください。

なお、持参いただく日時については事前にご連絡をお願いします。

6 応募の手続き

応募をしようとする事業者(運営法人)は、次の応募関係書類を提出してください。

【介護老人福祉施設】

綴順	提出書類	留意事項	提出部数
(1)	諏訪広域連合介護老人福祉施設事業者公募申請書	所定の様式(様式1)	正本 1部 副本 1部 (合計 2部)
(2)	事業者(法人等)の沿革	所定の様式(様式2)	
(3)	開設者の経歴書	所定の様式(様式3)	
(4)	誓約書(介護保険法第86条第2項関係)	所定の様式(様式4)	
(5)	誓約書(暴力団排除関係)	所定の様式(様式5)	
(6)	介護保険事業運営実績一覧表	所定の様式(※事業所数が多い場合には、所定の項目を満たしていれば任意様式可。)(様式6)	
(7)	諏訪広域連合介護老人福祉施設事業者公募に係る事業計画書	所定の様式(様式7-1)	
(8)	職員採用・配置計画書	所定の様式(様式8)	
(9)	直近の決算書類(貸借対照表・資金収支計算表・事業活動計算書・財産目録)	任意様式	
(10)	資金計画書・借入金返済計画書・収支シミュレーション	所定の様式(様式9.10.11)	

7 補助額等

令和3年度補助事業の内容が未定であるため、事業計画(資金計画等)は、補助なしとして作成してください。

8 応募関係書類を提出するに当たっての注意事項

- (1) 正本と副本の記載内容が異なることのないようにしてください。また、副本は正本の写しとし、インデックスの添付は避けてください。
- (2) A4判で統一し、全体の目次及びページを付けること。
- (3) 綴り方は、上記提出書類一覧の綴り順とし、全体をバインダー等で綴じること。
- (4) 本公募と明らかに関連のない法人等の宣伝活動や営業活動等に係る書類等は添付しないでください。

9 選定方法等

事業者の選定は、書類審査及び事業者によるプレゼンテーションにより「諏訪広域連合施設等整備に係る事業者選定委員会」において選定します。

- (1) 書類審査
- (2) プレゼンテーション
 - ・ プレゼンテーションの日程等につきましては、改めて通知いたします。
 - ・ プレゼンテーションは1申請当たり30分を予定しています。お越し頂く方は、事業者(運営法人)の責任者を含めて3人以内でお願いします。

※ 評価の基準については、書類審査及びプレゼンテーションを基に評価、点数化します。

なお、応募数が定員を満たない場合でも、審査の結果一定の得点に達しない場合には選定外とします。

(3) その他

事業者の応募がなかった場合、または審査の結果、選定基準を満たない場合等により事業者が選定されなかった場合は、再度公募を行う場合があります。

※ 諏訪広域連合施設等整備に係る事業者選定委員会

(委員構成) 岡谷市介護福祉課長、諏訪市高齢者福祉課長、茅野市高齢者・保険課長、下諏訪町健康福祉課長、富士見町住民福祉課長、原村保健福祉課長、諏訪広域連合介護保険課長 以上7名

10 結果の通知

選定の結果は、応募されたすべての事業者に対して文書により通知します。

11 決定事業者の公表

決定事業者名等を諏訪広域連合ホームページで公表します。

12 応募に当たっての留意事項

(1) 公募申請書提出後の応募の取下げについて

応募を取り下げる場合は、公募申請取下書(※任意様式)を広域連合に提出してください。

(2) 建築基準法等の手続き

建築基準法、消防法の規定を遵守した事業計画としてください。

土地は、土砂災害区域等に指定されていないかなど、各種法令等に適合しているか十分に確認すること。

(3) 居住費や食費等のサービス料金について

居住費や食費等のサービス料金の検討にあたっては、収入の少ない方も利用できるようにご配慮ください。事業者選定委員会において低所得者に配慮した料金計画について評価します。

(4) 禁止事項と欠格事項

① 選定事業者として決定後の辞退

※ 選定事業者として決定後に辞退することは、当広域連合の介護保険事業計画に大きな支障をきたすこととなります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募すること。

② 選定の前に次の行為を行った場合、選定を行うことなく不適とします。

・ 住民の疑惑や不信を招くような行為をしたと広域連合長が認める場合

③ 選定委員会の審査後に、次のいずれかに該当した場合、不適とする。

・ 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
・ 住民の疑惑や不信を招くような行為をしたと広域連合長が認める場合

(5) 質疑応答

① 受付期限

【申請受付期間がR2.1.6～R2.2.29の場合】

令和2年1月24日(金)まで

② 受付方法

下記アドレス宛に質問箇所を明確にしたうえで電子メールにより行ってください。(電話、来訪等による質問には応じません。)

質問受付アドレス : kaigo@union.suwa.lg.jp

③ 回答方法

質問の概要及び回答については、諏訪広域連合ホームページへ随時掲載。

④ 応募状況の詳細に係る問い合わせ等についてはお答えできません。

(6) その他

① 応募者は、応募書類の提出をもって応募資格等の公募内容を承諾したものとみなします。

② 応募者から提出された応募書類等の著作権は、それぞれの応募団体に帰属します。

ただし、広域連合は、事業者決定の公表等必要な場合には、応募書類等の内容を無償で使用できるものとします。

③ 応募書類の提出に要する経費については、選定結果にかかわらず、本広域連合は一切負担しません。

④ 応募書類は、如何なる理由を問わず、返却しません。

13 提出先

〒391-8501

茅野市塚原二丁目6番1号 茅野市役所内

諏訪広域連合 介護保険課 事業所指導・支援係

担当：五味

電話 0266-82-8162 (直通)

FAX 0266-71-2071

14 決定までのスケジュール

【申請受付期間がR2.1.6からR2.2.29の場合】

令和元年12月27日	募集要項の公表(広域連合ホームページ)
令和2年1月6日	募集開始
令和2年2月29日	応募締切
令和2年3月	事業者選定委員会(プレゼンテーション)の実施
令和2年5月	結果通知の発送及び公表